

京都市教育長訓令甲第5号

事務局

学 校

幼稚園

学校職員の辞令文例の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

京都市教育長 稲田 新吾

本則第2項中「異動」の右に「(別に定める場合を除く。)」を加え、本則に次の1項を加える。

3 この訓令において別に定めることとされている事項及びこの訓令の施行に関し必要な事項は、総務部長が定める。

別記第1 (一般職に属する職員) の項第1号中

「

京都市立〇〇学校(幼稚園)

| |
|-------|
| 全 日 制 |
| 定 時 制 |
| 〇〇分校 |

 勤務を命ずる。 を

」

「京都市立〇〇学校(幼稚園)(〇〇分校) 勤務を命ずる。」に改め、同項第5号を削り、

「

同項第6号中 京都市立〇〇学校(幼稚園)

| |
|-------|
| 全 日 制 |
| 定 時 制 |
| 〇〇分校 |

 勤務を命ずる。 を

」

「京都市立〇〇学校(幼稚園)(〇〇分校) 勤務を命ずる。」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とし、同項第8号中「場合」の右に「(校長、園長、副校長、教頭、副教頭、事務長、主幹教諭又は指導教諭に命ずる場合に限る。)」を加え、

「

京都市立〇〇学校(幼稚園)

| |
|-------|
| 全 日 制 |
| 定 時 制 |
| 〇〇分校 |

 兼務を命ずる。 を

」

「京都市立〇〇学校（幼稚園）（〇〇分校）兼務を命ずる。」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「場合」の右に「(前号の辞令により兼職又は兼務を命じた場合に限る。)」を加え、

「

京都市立〇〇学校（幼稚園）

| |
|------|
| 全日制 |
| 定時制 |
| 〇〇分校 |

の兼務を免ずる。を

」

「京都市立〇〇学校（幼稚園）（〇〇分校）の兼務を免ずる。」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第10号を第9号とし、第11号から第44号までを1号ずつ繰り上げ、第45号の前に次の1号を加える。

(44) 定年前再任用の場合

京都市職員の定年等に関する条例第12条の規定により（職名）（再任用）に採用する。

（適用給料表）給料月額〇〇円（又は〇級月額〇〇円）を給する。

京都市立〇〇学校（幼稚園）（〇〇分校）勤務（週〇〇時間勤務）を命ずる。

（補職名）を命ずる。

任期は〇年〇月〇日までとする。

別記第1（一般職に属する職員）の項第45号から第47号までを次のように改める。

(45) 定年前再任用の任期満了により当然退職する場合

京都市職員の定年等に関する条例第12条の規定による任期の満了により退職することとなるので通知する。

(46) 暫定再任用の場合

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年12月23日京都市条例第25号）附則第8条（又は第9条）の規定により（職名）（再任用）に採用する。

（適用給料表）給料月額〇〇円（又は〇級月額〇〇円）を給する。

京都市立〇〇学校（幼稚園）（〇〇分校）勤務（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年12月23日京都市条例第25

号) 附則第9条に基づく場合にあっては、京都市立〇〇学校(幼稚園)(〇〇分校)勤務(週〇〇時間勤務)を命ずる。

(補職名)を命ずる。

任期は〇年〇月〇日までとする。

(47) 暫定再任用の任期を更新する場合

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年12月23日京都市条例第25号)附則第8条第3項(又は第9条第3項)の規定により任期を〇年〇月〇日まで更新する。

別記第1(一般職に属する職員)の項中第56号を第57号とし、第48号から第55号までを1号ずつ繰り下げ、第47号の次に次の1号を加える。

(48) 暫定再任用の任期満了により当然退職する場合

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年12月23日京都市条例第25号)附則第8条(又は第9条)の規定による任期の満了により退職することとなるので通知する。

別記第1(一般職に属する職員)の項に次の5号を加える。

(58) 管理監督職勤務上限年齢制による降任又は転任の場合

地方公務員法第28条の2により、(職名)に降任(又は転任)させる。

(59) 管理監督職勤務上限年齢制に係る異動期間を延長する場合

京都市職員の定年等に関する条例第9条第1項(又は3項)により、管理監督職勤務上限年齢制に係る異動期間を〇年〇月〇日まで延長する。

(職名)を命ずる。(従前と同一の職名を命ずる場合は「引き続き(職名)を命ずる。」)

(60) 異動期間を再延長する場合

京都市職員の定年等に関する条例第9条第2項(又は4項)により、異動期間を〇年〇月〇日まで再延長する。

(職名)を命ずる。(従前と同一の職名を命ずる場合は「引き続き(職名)を命ずる。」)

(61) 異動期間を繰り上げる場合

京都市職員の定年等に関する条例第9条第2項(又は4項)により延長した異動期間の期限を〇年〇月〇日に繰り上げる。

(62) 異動期間の到来により異動期間の延長を終了する場合

管理監督職勤務上限年齢制に係る異動期間の延長事由の消滅により、異動期間が延長されていない職員となったので通知する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)